

平成 20 年 8 月 12 日

各 位

上場会社名 平和奥田株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中嶋 定彦  
コード番号 1790 (大証 第2部)  
問合せ先 取締役管理部長 西澤 徹  
電話番号 0748-22-2431

### 定款の一部変更及び第三者割当による優先株式の有利発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 12 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による優先株式（平和奥田株式会社 A 種優先株式、以下「A 種優先株式」といいます。）の有利発行及び当該発行に必要な定款の一部変更を行うことについて決議するとともに、割当先となる株式会社滋賀銀行（以下「滋賀銀行」という。）との間で株式引受契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。なお、定款の一部変更及び A 種優先株式の有利発行につきましては、平成 20 年 9 月 17 日開催予定の当社臨時株主総会において承認可決されることが効力発生条件となります。

#### 記

##### 定款の一部変更

##### 1. 定款変更の目的

当社は、過年度決算の内容について重大な疑義が生じたため、その全容の解明と過年度決算の内容の修正及び確定を目的として、内部調査委員会を設立するとともに、内部調査委員会による調査内容と修正された過年度決算の内容が、適正・妥当であるかどうか、第三者に検証を委ねる目的で、弁護士、公認会計士からなる外部調査委員会を設置しました。内部調査委員会及び外部調査委員会の調査の結果、当社は、第 53 期（平成 19 年 9 月期）決算において 764 百万円の債務超過に陥っていることが判明し、現在、財務体質の改善が喫緊の課題となっております。

当社は、かかる課題の解決に取り組むべく、A 種優先株式の発行を可能とするため、A 種優先株式に関する規定を新設するとともに、これに関連する規定の新設・変更を行うものです。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社 A 種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 2. 定款変更の内容 【別紙1 添付】

### 3. 定款変更の日程

平成20年8月12日 取締役会決議日  
平成20年9月17日 臨時株主総会決議日（予定）  
平成20年9月17日 定款変更の効力発生日（予定）

#### 第三者割当による優先株式の有利発行

「平和奥田株式会社第1回A種優先株式」発行要項 【別紙2 添付】

#### 1. A種優先株式の発行に係る募集の目的と特色

##### (1) A種優先株式の発行に係る募集の目的

前述のとおり、当社は、過年度決算の内容を内部調査委員会及び外部調査委員会により調査した結果、第53期（平成19年9月期）決算において764百万円の債務超過に陥っていることが判明しております。そのため、当社においては、財務体質の改善が喫緊の課題となっております。当社は、かかる課題の解決に取り組むため、A種優先株式の発行を行うものであります。

A種優先株式の発行におきましては、出資の目的は、滋賀銀行が保有する貸付債権の一部となります。かかる出資により、A種優先株式の払込金額に相当する額（16億円）の当社の有利子負債が圧縮され、当社の財務体質の改善が可能となります。なお、滋賀銀行は、当社のメインバンクであり、かかる手形債権を出資の目的とすることで、当社債務超過を解消することを目的としています。

#### 2. 調達する資金の額及び用途

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

0円

A種優先株式は、債務の株式化（DES）の手法で発行されるため、資金の調達はございませんが、A種優先株式の払込金額の総額に相当する1,600,000,000円の当社有利子負債が減少することになります。

##### (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

A種優先株式は、債務の株式化（DES）の手法で発行されるため資金の調達はございません。

#### 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）（単位：千円）

決 算 期	平成17年9月期	平成18年9月期	平成19年9月期
売 上 高	14,641,009	21,462,437	23,119,163
営 業 利 益	729,595	1,109,173	420,633
経 常 利 益	943,104	1,825,547	812,473

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当期純利益	2,026,377	2,263,451	1,114,062
1株当たり当期純利益(円)	337.04	327.74	148.81
1株当たり配当金(円)	15.00	16.00	-
1株当たり純資産(円)	363.21	16.18	99.73

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	7,698,546株	100.00%
現時点の取得価額(行使価額)における潜在株式数の総数(注1)	26,666,666株	346.39%

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

平和奥田株式会社A種優先株式

発行期日	平成20年9月18日
調達資金の額	0円(債務の株式化(D E S)の方法による発行)
増資前における発行済株式数	普通株式: 7,698,546株
増資後における発行済株式数	普通株式: 7,698,546株 A種優先株式: 3,200,000株
増資後における潜在株式数(注1)	当初の取得価額(60円)における潜在株式数: 26,666,666株

(注1) A種優先株式については取得価額の調整事由が発生した場合、当該調整事由に応じて取得価額が調整されるため、潜在株式数は、かかる調整に応じて変更される可能性があります。なお、本欄での潜在株式数は、当初の取得価額を前提に算定しております。なお、当社は、発行可能株式総数を超過して株式を発行することはできないため、実際に転換請求がなされた場合には、当社発行可能株式総数の範囲内で普通株式を交付することとなります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資

発行期日	平成18年12月28日
調達資金の額	308,000,000円(発行価額: 400円)
増資前における発行済株式数	普通株式: 6,928,546株
増資後における発行済株式数	普通株式: 7,698,546株
当初の資金使途	増加運転資金

ご注意: この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

支出予定時期	平成 19 年 9 月期
現時点における 充 当 状 況	全額、運転資金に充当いたしました。

( 5 ) 最近の株価の状況

平成 17 年 9 月期末 (平成 17 年 9 月 30 日終値)	556 円
平成 18 年 9 月期末 (平成 18 年 9 月 29 日終値)	430 円
平成 19 年 9 月期末 (平成 19 年 9 月 28 日終値)	136 円
直近 3 か月の終値平均 (平成 20 年 5 月 1 日～平成 20 年 7 月 31 日)	54 円

4 . 募集後の大株主及び持株比率

( 1 ) 普通株式(発行済株式数ベース)

発行前 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	発行後 (注 1)
奥 宗嗣 12.14%	同左
(株)滋賀銀行 3.46%	
大阪証券金融(株) 3.36%	
奥 捨次郎 2.09%	
しがぎんリース・キャピ タル(株) 1.48%	
平和奥田従業員持株会 1.43%	
日本生命保険相互会社 1.38%	
立花証券(株) 1.32%	
川村 秋人 1.30%	
奥 和男 特定贈与信託 1.30%	

( 2 ) A 種優先株式

発行前 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	発行後
なし	(株)滋賀銀行 100.00%

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社 A 種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(注1) 本増資により発行される全てのA種優先株式につき、普通株式を対価とする取得請求がなされた場合には、滋賀銀行が保有することになる普通株式数は26,933,346株となりその持株比率は78.37%となります。なお、A種優先株式に係る取得請求権は、平成21年10月1日以後より行使可能となります。

## 5. 業績への影響の見通し

本件による業績への影響につきましては、確定次第お知らせいたします。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

前述のとおり、当社は、内部調査委員会及び外部調査委員会による調査の結果、大幅な債務超過に陥っていることが判明しております。そのため、当社においては、財務体質の改善が喫緊の課題となっております。財務体質の改善を行なうために、種々の手法を検討してまいりましたが、滋賀銀行に対する債務の株式化(DES)の手法による第三者割当の方法によりA種優先株式を発行することといたしました。

A種優先株式は、給付期日以降行使可能な現金対価の取得条項(強制償還条項)が付されており、当社にとって財務状況等を勘案した機動的な資本政策を選択することができます。

また、A種優先株式の普通株式への当初取得価額は、60円となっており、現在の当社の株価水準等を鑑みると、普通株式の発行条件として合理的な範疇にあると考えられます。

A種優先株式は、上記のように当社における財務体質の改善が喫緊の課題となっていること及び既存株式価値の希薄化懸念に配慮した一定の仕組みを併せ持っていることから、その発行条件は合理的であり、当社の財務体質改善の方法として現時点では最良の選択であると考えております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

発行された日に全てのA種優先株式の転換請求がなされたと仮定(取得価額は当初取得価額60円とします。)した場合の潜在株式数は、26,666,666株となります。

このように希薄化の可能性がございますが、直近5期連続で当期純損失を計上し、大幅な債務超過に陥っている当社においては、財務体質の改善と収益力の向上が急務であり、そのために必要とされる今回の債務の株式化(DES)は、長期的には収益力の向上につながり、株主価値の向上に資するものと考えております。

## 7. 割当先の選定理由

### (1) 割当先の概要

商号	株式会社滋賀銀行
事業内容	銀行業
設立年月日	昭和8年10月1日

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本店所在地	滋賀県大津市浜町1番38号		
代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 大道 良夫		
資本金	33,076,000,000円		
発行済株式数	265,450,406株		
純資産	256,868百万円(連結)		
総資産	4,115,109百万円(連結)		
決算期	3月末日		
従業員数	2,507名(連結)		
大株主及び持株比率	ノーザン・トラスト・(AVFC)アメリカン	5.01%	
	日本興亜損害保険株式会社	4.38%	
	日本生命保険相互会社	3.56%	
	株式会社みずほコーポレート銀行	3.35%	
	明治安田生命保険相互会社	2.33%	
当社との関係	資本関係	当社が保有している割当先株式数	110,000株
		割当先が保有している当社株式数	266,680株
	取引関係	預金・借入等	
	人的関係	当社役員に割当先出身者が4名。	

## (2) 割当先を選定した理由

A種優先株式の発行は、滋賀銀行による当社支援の一環として行われ、A種優先株式の出資の目的は滋賀銀行が保有する当社に対する手形債権(貸付債権)の一部であります。かかる手形債権(貸付債権)を出資の目的とすることで、当社の有利子負債を圧縮することが可能となり、財務体質の改善が可能となります。かかる理由に基づき、当社は、滋賀銀行をA種優先株式の割当先として選定しました。

(注) 滋賀銀行に対する割当ては、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

## (3) 割当先の保有方針

割当先には、A種優先株式の割当てに関し、中長期投資として取り組んでいただくよう依頼しております。

## 8. 特に有利な払込金額で募集株式を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

今般新たに発行するA種優先株式は、普通株式への転換が可能な株式です。A種優先株式の転換により交付される当社普通株式の数は、当社の発行済普通株式総数に鑑みると大規模となることを見込まれ、かかる転換による当社普通株式の希薄化への影響及び当社普通株式の需給

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

関係の変化等を完全に反映した A 種優先株式の理論的価値の正確な算定並びにこれに基づく有利性の判断は困難であるため、平成 20 年 9 月 17 日開催予定の臨時株主総会において、特別決議によりご承認を頂く予定です。

以 上

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社 A 種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【別紙 1】 定款変更内容

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第5条 (省略)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,700万株とする。</p> <p>第7条～第8条 (省略) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第10条～12条 (省略)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,700万株とし、<u>当社の普通株式の発行可能種類株式総数は4,500万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は320万株とする。</u></p> <p>第7条～第8条 (現行どおり) 第9条 当社の普通株式及びA種優先株式の単元株式数は、<u>いずれも1,000株とする。</u></p> <p>第10条～12条 (現行どおり)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第2章の2 優先株式</u> (<u>剰余金の配当</u>) 第12条の2 当社は、平成22年10月1日以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、<u>当該剰余金の配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)</u>または<u>A種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、A種優先株式1株当たり、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに次項に定める率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(1円未満を切り捨てる。)(ただし、<u>当該剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当をしたときは、A種優先株式1株につき行ったかかる剰余金の配当の額を控除した額(ただし、ゼロを下回る場合はゼロ)の金銭。</u>)(以下、</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



<p>(新設)</p>	<p><u>「A種優先配当金」という。)の配当をする。</u></p> <p>2 <u>A種優先配当率は、各事業年度について、下記算式により算定される年率とする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>A種優先配当率 = 日本円 TIBOR(6ヶ月物) + 1.00%</u></p> <p><u>「日本円 TIBOR(6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下、「A種優先配当率決定基準日」という。)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキー・インターバンク・オフワード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキー・インターバンク・オフワード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフワード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。</u></p> <p>3 <u>ある事業年度において A種優先株主または A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が A種優先配当金の額に達しないときは、その A種優先株式1株当たりの不足額(以下、「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、第1項に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき A種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主または A種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。</u></p> <p>4 <u>A種優先株主または A種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の3 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主または A種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権</u></p>
-------------	---

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。</p> <p>2 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第12条の4 A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
(新設)	<p>(取得請求権)</p> <p>第12条の5 A種優先株主は、平成21年10月1日以降いつでも、当社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>(a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の取得請求日におけるA種優先株式取得基準価額の総額}}{\text{取得価額}}$ <p>A種優先株式取得基準価額を算定する日におけるA種優先株式取得基準価額は、(i)A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)当該日におけるA種累積未払配当額及び(iii)当該日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該日(同日を含まない。)までの期間に係る、1年を365日とする日割計算により算出されるA種優先配当金に相当する額(ただし、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先</p>

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p><u>登録株式質権者に対して剰余金の配当をしたときは、A種優先株式1株につき行ったかかる剰余金の配当の額を控除した額(ただし、ゼロを下回る場合はゼロ。)の総額とする。</u></p> <p><u>(b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</u></p> <p><u>当初取得価額</u></p> <p><u>取得価額は、当初、60円とする。</u></p> <p><u>取得価額の調整</u></p> <p><u>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u></p> <p><u>(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p><u>調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p><u>(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通</u></p>
--	---

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。)の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後

取得価額 =

$$\text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{調整前取得価額}}$$

ただし、本(iii)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(無償割当ての場合を含む。)または、(v)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくは

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>はその他の証券を発行または処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本(iv)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。</p> <p>(v) 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当会社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本(v)による取得価</p>
--	---

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われぬ。</p> <p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。</p> <p>(iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必</p>
--	---

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額は<u>この差額を差引いた額とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第12条の6 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲でA種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める算定方法に従って算出される額の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>2 取得と引換えに交付する財産</u></p> <p><u>当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、当社がA種優先株式を取得する日のA種優先株式取得基準価額を交付する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第12条の7 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。また、当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
<p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第18条の2 第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定は種類株主総会にこれを準用</p>

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

<p>第4章～第6章（省略）</p>	<p>する。</p> <p>2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第4章～第6章（現行どおり）</p>
--------------------	--

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



【別紙 2】 「平和奥田株式会社 A 種優先株式」発行要項

1 株式の名称

A 種優先株式

2 募集株式の数

3, 200, 000 株

3 募集株式の払込金額

募集株式 1 株につき金 500 円

4 出資の目的とする財産の内容及び価額

株式会社滋賀銀行が当会社に対して有する株式会社滋賀銀行と当会社との次に掲げる各契約に基づく元本債権(ただし、次に掲げる順序に従って元本債権の金額の総額が 1,600,000,000 円に満つるまでの部分に限る。)を出資の目的とする。

平成 20 年 7 月 31 日付金銭消費貸借契約(借入金 480,000,000 円)

平成 20 年 7 月 31 日付金銭消費貸借契約(借入金 170,000,000 円)

平成 20 年 2 月 29 日付金銭消費貸借契約(借入金 200,000,000 円)

平成 20 年 3 月 17 日付金銭消費貸借契約(借入金 100,000,000 円)

平成 20 年 4 月 30 日付金銭消費貸借契約(借入金 110,000,000 円)

平成 20 年 6 月 30 日付金銭消費貸借契約(借入金 150,000,000 円)

平成 20 年 7 月 15 日付金銭消費貸借契約(借入金 450,000,000 円)

5 給付期日

平成 20 年 9 月 18 日

6 増加する資本金及び資本準備金

資本金 800,000,000 円(1 株につき 250 円)

資本準備金 800,000,000 円(1 株につき 250 円)

7 発行方法

第三者割当ての方法により、全ての A 種優先株式を株式会社滋賀銀行に割り当てる。

8 剰余金の配当

当会社は、平成 22 年 10 月 1 日以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主(以下、「A 種優先株主」という。)または A 種優先株式の登録株式質権者(以下、「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種優先株式 1 株当たり、A 種優先

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社 A 種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式1株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに本 に定める率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(1円未満を切り捨てる。)(ただし、当該剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当をしたときは、A種優先株式1株につき行ったかかる剰余金の配当の額を控除した額(ただし、ゼロを下回る場合はゼロ)の金銭。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。

A種優先配当年率は、各事業年度について、下記算式により算定される年率とする。

記

A種優先配当年率 = 日本円 TIBOR (6ヶ月物) + 1.00%

「日本円 TIBOR (6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下、「A種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額(以下、「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、本 に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

## 9 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

## 10 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

## 11 取得請求権

A種優先株主は、平成21年10月1日以降いつでも、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A 種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式の取得請求日における A 種優先株式取得基準価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

A 種優先株式取得基準価額を算定する日における A 種優先株式取得基準価額は、(i) A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) 当該日における A 種累積未払配当額及び (iii) 当該日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該日（同日を含まない。）までの期間に係る、1 年を 365 日とする日割計算により算出される A 種優先配当金に相当する額（ただし、当該事業年度中の日を基準日として A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当をしたときは、A 種優先株式 1 株につき行ったかかる剰余金の配当の額を控除した額（ただし、ゼロを下回る場合はゼロ））の総額とする。

- (b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしないものとする。

当初取得価額

取得価額は、当初、60 円とする。

取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
- (i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社 A 種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ただし、本(iii)による取得価額の調整は、A 種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する A 種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。
- (iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）または、(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本(iv)による取得価額の調整は、A 種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する A 種優先株主がかかる調整を不要と

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- した場合には行われない。
- (v) 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当会社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本(v)による取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
- (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社A種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

主または A 種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

1 2 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲で A 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、本 に定める算定方法に従って算出される額の金銭を A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、A 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付する財産

当社は、A 種優先株式の取得と引換えに、A 種優先株式 1 株につき、当社が A 種優先株式を取得する日の A 種優先株式取得基準価額を交付する。

1 3 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の分割または併合を行わない。また、当社は、A 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「平和奥田株式会社 A 種優先株式」発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。